

# 案内

## ごみの屋外焼却はやめましょう

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。

## 3月9～15日は世界緑内障週間

「世界緑内障週間」は、2008年から世界一斉に行われている緑内障啓発のための国際的なイベントです。この期間、世界中でさまざまなイベントや啓発活動が同時に行われています。

市では、この週間に合わせ、3月9日から3月15日の日没から午後9時まで、市役所東側キューブモニュメントを、啓発シンボルカラーの「グリーン」にライトアップします。この機会に、緑内障への関心と理解を深めましょう。

詳しくは、保健センター（☎75-2322）へ。

## 社会保険に加入中の「垣老」の人・もうすぐ「垣老」の人へ～「資格情報のお知らせ」を大切に保管してください～

市では、71歳から74歳で、医療費の一部負担割合が2割の人に医療費を助成する「垣老」を実施しています。

社会保険に加入している人は、「垣老」の受給者証の新規交付や更新の手続きの際に、保険資格が確認できるものと、一部負担割合を確認できる「高齢受給者証」が必要です。

ご加入の健康保険の取り扱いにより、「高齢受給者証」が発行されていない場合は、代わりに「資格情報のお知らせ」で負担割合の確認ができますので、社会保険に加入している70歳から74歳の方は、届いたら大切に保管するようお願いいたします。なお、今後「垣老」の対象となる人の受給者証の新規交付の案内は、71歳になる誕生月の前月に郵送します。

詳しくは、国保医療課 福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。

## 交通安全旗、交通・地域安全手旗を販売しています

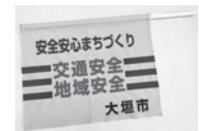
自治会や団体、個人などを対象に、交通安全旗と交通・地域安全手旗を販売しています。

地域の交通安全活動などに役立ててください。

- ▶販売金額／いずれも1枚200円
- ▶購入方法／平日の午前9時から午後4時30分までに、購入希望枚数と団体名または個人名を直接危機管理室に伝えて申込。購入金額を納付後、同室窓口で交通安全旗または交通・地域安全手旗を受け取り
- ▶問合せ／同室（☎47-7385）へ



交通安全旗  
（縦70cm×横70cm）



交通・地域安全手旗  
（縦40cm×横52cm）

## 広域行政サービス（証明書相互発行サービス）3月31日で終了します

西濃・岐阜地域の20市町で実施している「戸籍の謄抄本」「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「地方税に関する証明書」など、各種証明書の広域行政サービスが3月31日で終了します。



サービス終了後の各種証明書の取得については、マイナンバーカードによるコンビニ交付、戸籍証明書などの全国広域交付、大垣市電子申請サービスなどをご利用ください。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8759）へ。

## 国道258号旭町交差点～浅草交差点間沿道区域・届出対象区域（電柱を対象）に指定

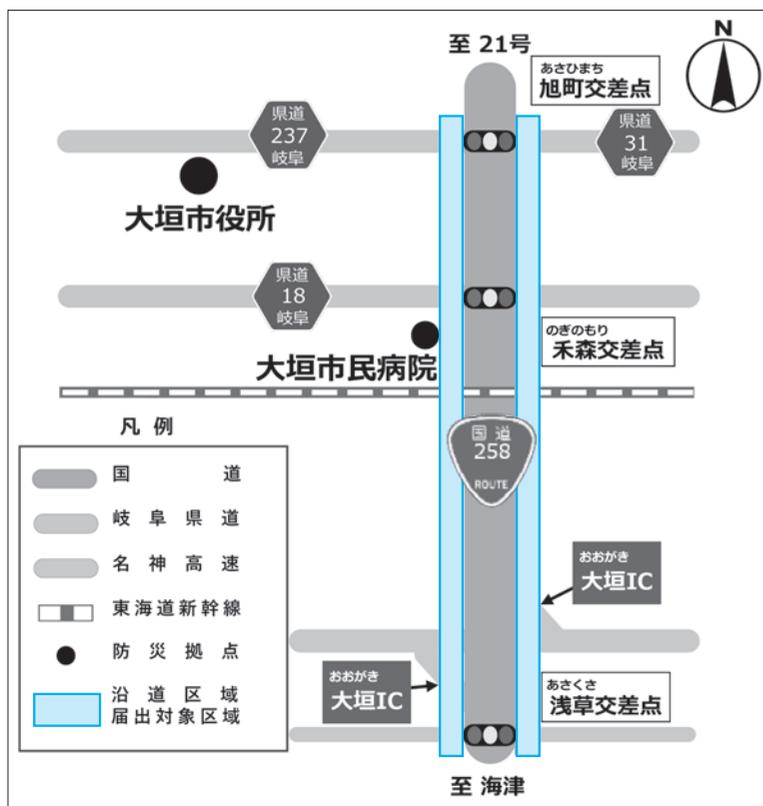
国道258号旭町交差点～浅草交差点間について、令和7年3月31日に沿道区域・届出対象区域（電柱を対象）に指定します。

沿道区域・届出対象区域に電柱を設置する場合、電線管理者（中部電力、NTTなど）から道路管理者（岐阜国道事務所）へ届出が必要となります。

詳しくは、岐阜国道事務所HPをご覧ください。同事務所管理第二課（☎058-271-9818）へ。



岐阜国道事務所HP



## 申請期限 3月31日

## 児童手当制度が大幅拡充！対象の人は必ず申請を

令和6年10月分から、児童手当の制度が下表のとおり拡充されました。まだ申請が済んでいないと思われる人には、2月中旬に申請書を郵送していますので、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で返送してください。

詳しくは、市HPをご覧ください。子育て支援課（☎47-7092）へ。

- ▶申請が必要な人／①高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童のみを養育している人  
②所得上限超過により、児童手当の支給を受けていない人  
③児童手当などを受給している人で、大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子を含めて3人以上の子を養育している人
- ▶申請期限／3月31日（必着） ※期限までに受け付けた申請については、令和6年10月分からさかのぼって支給。期限を過ぎた場合は、申請月の翌月分からの支給
- ▶その他／公務員の人は職場に確認してください。子と別居している場合や、市に児童手当の申請履歴がない場合は、案内が届かないことがありますので、同課までお問い合わせください



市HP

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
支給対象	中学生年代までの児童を養育している市内在住の人	高校生年代までの児童を養育している市内在住の人
所得制限	あり	なし
手当月額	・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ※所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満：5,000円	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで
支払回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）
支払通知	年1回支払通知書を送付	なし